

令和 5 年度 広島支部保険料率について



スケジュール（予定）

12月16日（金） 運営委員会（平均保険料率10%維持の方針）

23日（金） 政府予算案（令和5年度）の閣議決定

1月13日（金） 広島支部評議会の開催
<本日> （都道府県単位保険料率の変更について意見聴取）

17日（火） 支部長から理事長への意見の申出【提出期限】

30日（月） 運営委員会（都道府県単位保険料率の決定）

運営委員会への付議後、保険料率の変更について、厚生労働大臣へ認可申請予定

2月上旬～中旬 令和5年度保険料率の認可予定

〈健康保険法 第160条〉

第6項 協会が都道府県単位保険料率を変更しようとするときは、あらかじめ、理事長が当該変更に係る都道府県に所在する支部の支部長の意見を聴いた上で、運営委員会の議を経なければならない。

第7項 支部長は、前項の意見を求められた場合のほか、都道府県単位保険料率の変更が必要と認める場合には、あらかじめ、当該支部に設けられた評議会の意見を聴いた上で、理事長に対し、当該都道府県単位保険料率の変更について意見の申出を行うものとする。

第8項 協会が都道府県単位保険料率を変更しようとするときは、理事長は、その変更について厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

平均保険料率（医療分）について

(1) これまでの議論の経緯

令和5年度の保険料率については、①医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという**財政の赤字構造**が解消されていないこと、②不透明さが増す経済状況の中、コロナ禍前のような**保険料収入の増加が続くことが期待できない**こと、③**医療給付費がコロナ禍前の水準を上回って推移**していることや、令和5年度以降は**後期高齢者支援金の一層の増加が見込まれている**こと等を踏まえ、運営委員会において議論が進められた。

また、運営委員会において、事務局からは、**5年収支見通し**を提示し、理事長からは、「65歳以上の高齢者人口が最も多くなる2040年に向けて、医療費適正化や健康寿命の延伸に最大限保険者の役割を果たしながら、**できる限り長く平均保険料率10%を超えないよう努力していきたい。これが私の『中長期で考える』ことに関する現状認識である**」との考え方を示した。

運営委員会では「本来であれば保険料率引き下げの検討をお願いしたいところだが、将来の財政状況を考慮すると、**平均保険料率10%維持はやむを得ない**」、「制度を安定的に運営していくため、**できる限り長い期間平均保険料率10%を維持していただきたい**」など、10%維持に賛同する意見が大勢を占めていた。

※支部評議会意見

平均保険料率10%維持	39支部
引き下げるべき	1支部
平均保険料率10%維持の意見と引き下げるべきとの意見の両方の意見（両論併記）	7支部

(2) 協会としての対応

① 平均保険料率について

令和5年度の平均保険料率については、**10%を維持**する。

② 保険料率の変更時期について

令和5年4月納付分からとする。

政府予算案を踏まえた収支見込（令和5年度）の概要について（医療分）

協会けんぽの収支見込（医療分）

（単位：億円）

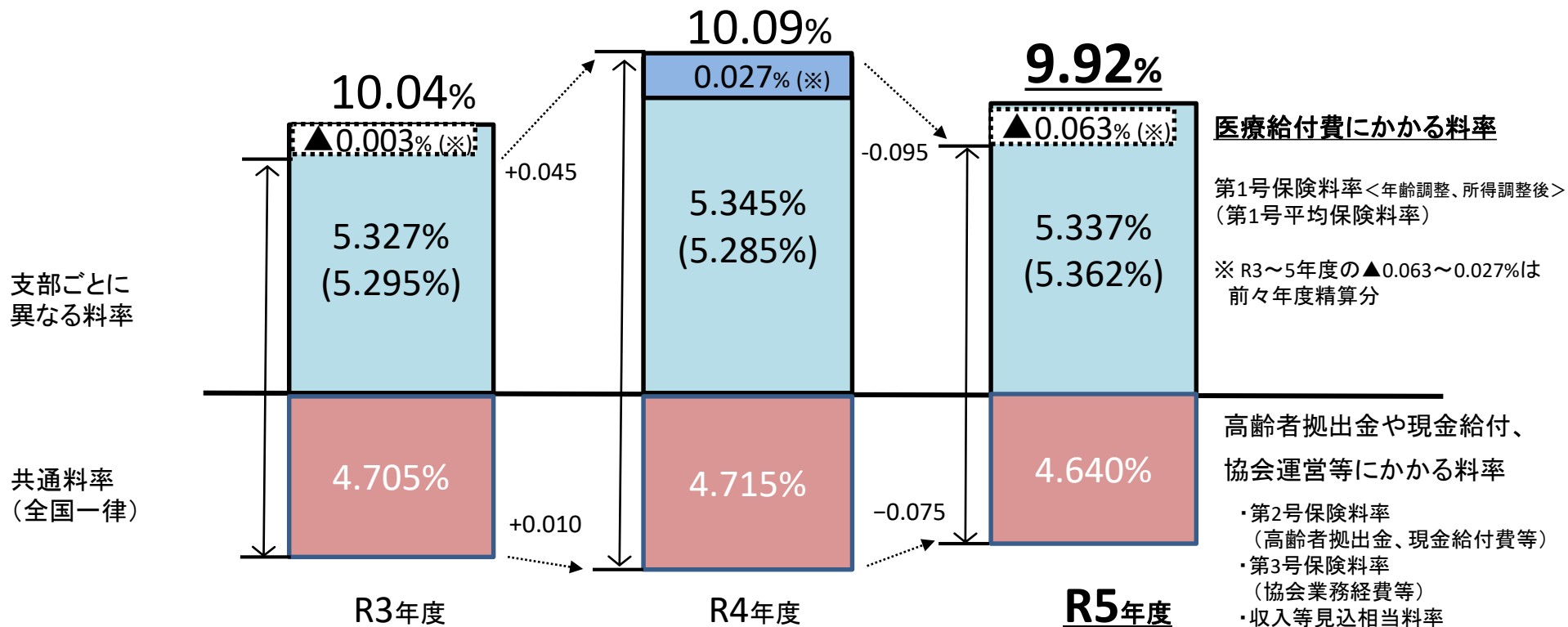
		R3(2021)年度	R4(2022)年度		R5(2023)年度		備考
		決算 (a)	直近見込 (R4年12月) (b)	R4-R3 (b-a)	政府予算案を 踏まえた見込 (R4年12月) (c)	R5-R4 (c-b)	
収入	保険料収入	98,553	100,646	2,092	99,503	▲ 1,143	H24-R4年度保険料率： 10.00% R5年度保険料率： 10.00%
	国庫補助等	12,463	12,455	▲ 8	12,749	294	
	その他	264	225	▲ 39	214	▲ 10	
	計	111,280	113,325	2,045	112,466	▲ 859	
支出	保険給付費	67,017	69,240	2,223	69,094	▲ 146	○R5年度の単年度収支を均衡 させた場合の保険料率 R5年度均衡保険料率： 9.78%
	前期高齢者納付金	15,541	15,310	▲ 231	15,475	165	
	後期高齢者支援金	21,596	20,556	▲ 1,039	22,260	1,704	
	退職者給付拠出金	1	1	▲ 0	1	0	
	病床転換支援金	0	0	▲ 0	0	▲ 0	
	その他	4,134	3,843	▲ 291	3,504	▲ 340	
	計	108,289	108,950	661	110,334	1,384	
単年度収支差		2,991	4,375	1,384	2,132	▲ 2,243	
準備金残高		43,094	47,469	4,375	49,602	2,132	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

令和5年度広島支部保険料率について

広島支部の健康保険料率(令和5年度)は、9.92%となる見込み

- 都道府県単位保険料率は、「支部ごとに異なる料率(医療給付費にかかる料率)」と全国一律の「共通料率」から構成される。
- 広島支部の保険料率(令和5年度)は、前年度から0.17ptダウンの見込みであるが、これは共通料率が0.075pt減少し、支部ごとに異なる料率(医療給付費にかかる料率、インセンティブ分、令和3年度精算分)部分が0.095pt減少することに起因する。



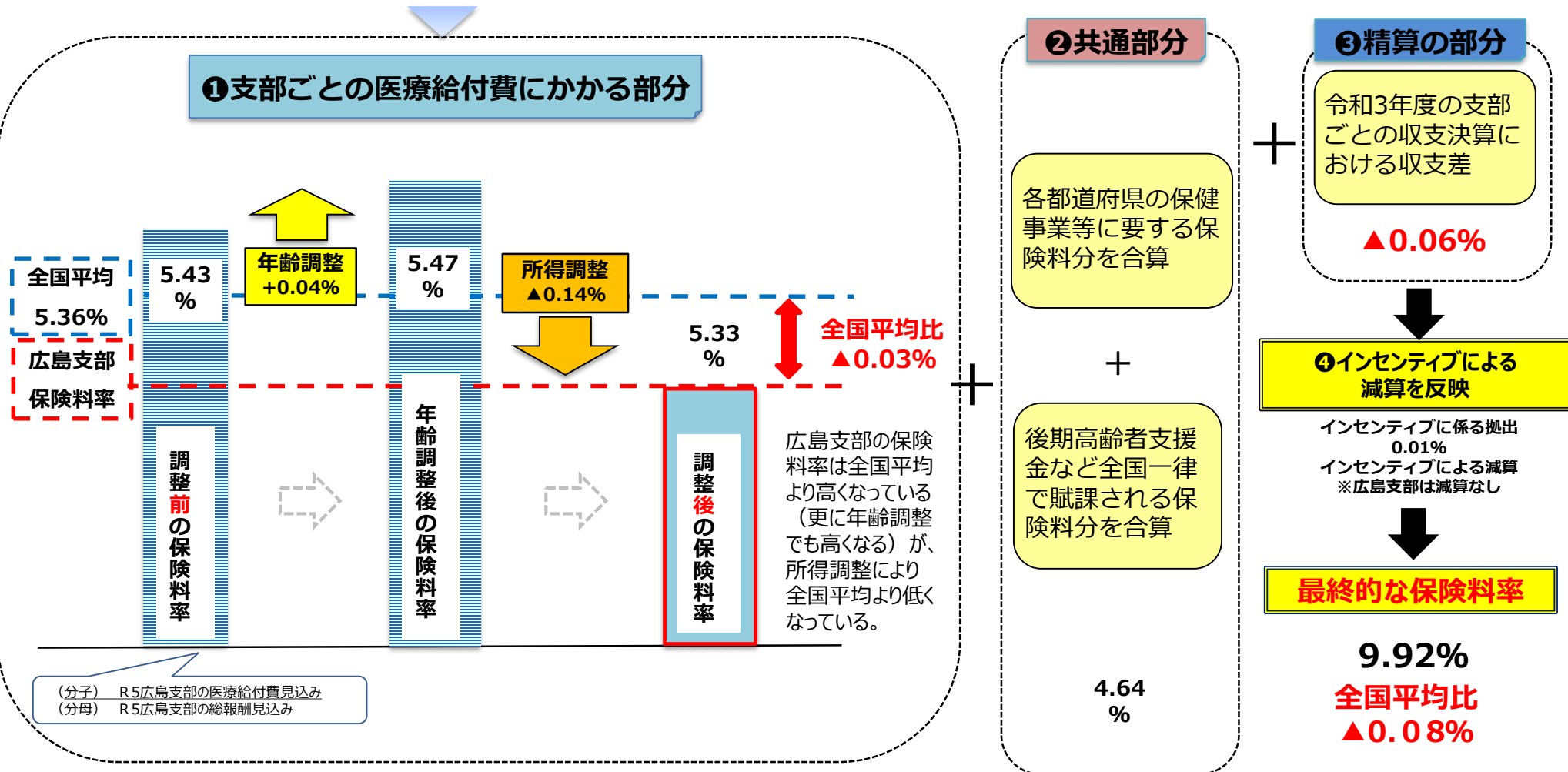
※端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

※支部保険料率については、インセンティブ制度にかかる拠出(0.01%)を加えるが、端数処理のため9.92%となる。

協会けんぽの都道府県単位保険料率の設定のイメージ

都道府県単位保険料率では、年齢構成の高い県ほど医療費が高く、保険料率が高くなる。また、所得水準の低い県ほど、同じ医療費でも保険料率が高くなる。このため、支部ごとの医療給付費にかかる部分は、都道府県間で年齢調整・所得調整を行う。

広島支部の設定イメージ（全国平均に比べ、若干年齢構成が若く、所得水準が低い）



※端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

令和5年度広島支部健康保険料率（内訳）

単位：％

	令和4年度	令和5年度	前年度差
第1号都道府県単位保険料率（A）	5.345	5.337	▲0.008
医療給付費等			
医療給付費/総報酬額	5.415	5.433	0.018
年齢調整	0.047	0.044	0.013
所得調整	▲0.116	▲0.139	▲0.023
第2号都道府県単位保険料率（B）	3.906	4.114	0.208
現金給付費、前期高齢者納付金、後期高齢者支援金、インセンティブ制度の財源拠出等			
インセンティブ分以外（全支部共通）	3.899	4.104	0.205
インセンティブ分 ※財源拠出分	0.007	0.010	0.003
第3号都道府県単位保険料率（C）	0.870	0.559	▲0.311
業務経費、一般管理費、準備金積立て、前々年度の支部の収支差等			
前々年度精算分以外（全支部共通）	0.843	0.559	▲0.284
前々年度精算分 ※収支差プラスの場合0	0.027	0.000	▲0.027
収入等見込額相当率（D）	0.028	0.085	0.057
日雇特例被保険者保険料収入、雑収入等			
前々年度精算分およびインセンティブ分以外（全支部共通）	0.028	0.023	▲0.005
前々年度精算分 ※収支差マイナスの場合0	0.000	0.063	0.063
インセンティブ分 ※下位24支部の場合0	0.000	0.000	0.000
広島支部保険料率（A+B+C-D）	10.09	9.92	▲0.17

※端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

保険料納付額への影響について（月額）

例）標準報酬月額 300,000円×0.17％＝510円（労使折半で255円）負担減

令和5年度都道府県単位保険料率における保険料率別の支部数（暫定版）

保険料率 (%)	支部数
10.51	1
10.36	1
10.32	1
10.29	2
10.26	2
10.25	1
10.23	1
10.21	1
10.20	1
10.17	1
10.14	1
10.10	1
10.09	1
10.07	1
10.05	1
10.02	1
10.01	2
10.00	1

20

保険料率 (%)	支部数
9.98	1
9.96	2
9.94	1
9.92	1
9.91	1
9.89	1
9.87	1
9.86	1
9.82	2
9.81	1
9.80	1
9.79	1
9.77	1
9.76	2
9.75	1
9.73	2
9.67	1
9.66	1
9.57	1
9.53	1
9.49	1
9.33	1

広島支部

26

令和5年度都道府県単位保険料率の令和4年度からの変化（暫定版）

令和4年度保険料率 からの変化分		支部数
料率（％）	金額（円）	
+0.19	+285	1
+0.18	+270	1
+0.17	+255	1
+0.15	+225	1
+0.14	+210	1
+0.11	+165	2
+0.08	+120	1
+0.07	+105	1
+0.06	+90	1
+0.04	+60	1
+0.03	+45	1
+0.01	+15	1
0.00	0	1

13

令和4年度保険料率 からの変化分		支部数
料率（％）	金額（円）	
▲0.01	▲15	1
▲0.02	▲30	1
▲0.04	▲60	2
▲0.05	▲75	1
▲0.09	▲135	1
▲0.10	▲150	3
▲0.11	▲165	1
▲0.12	▲180	2
▲0.13	▲195	2
▲0.14	▲210	1
▲0.17	▲255	1
▲0.18	▲270	4
▲0.19	▲285	1
▲0.20	▲300	2
▲0.23	▲345	1
▲0.24	▲360	2
▲0.25	▲375	1
▲0.26	▲390	1
▲0.32	▲480	1
▲0.38	▲570	1
▲0.39	▲585	1
▲0.41	▲615	1
▲0.49	▲735	1

広島支部

33

注1. 「+」は令和5年度保険料率が令和4年度よりも上がったことを、

「▲」は下がったことを示している。

2. 金額は、標準報酬月額30万円の者に係る保険料負担（月額、労使折半後）

の増減である。

<参考> 令和3年度の広島支部の収支（暫定版）

(百万円)

	全国計		広島支部	
	保険料率算定時の見込み	決算見込み	保険料率算定時の見込み	決算見込み
収入	9,883,247	9,877,010	263,048	260,583
支出	9,594,326	9,577,872	255,969	251,086
収支差（準備金）	288,921	299,139	7,679	9,496
全国平均分	288,921	299,139	7,679	7,859
地域差分	-	-	-	1,637

広島支部の
収支差

全国計の収支差（剰余金）をもとに総報酬按分（全支部の総報酬額に占める広島支部の総報酬額の割合）から算出の上、全国平均と同様だった場合の収支差が広島支部に振り分けられたもの

広島支部の収支差と全国平均分の差
 $9,496 - 7,859 = 1,637$

加入者1人あたり医療給付費の全国平均との差の実績が保険料率算定時の見込みから乖離した影響を表す

- 全国計の決算見込みの収支差を、総報酬按分した場合、広島支部は全国平均に比べ収支差のプラスが大きかった。
- 収支差の地域差がプラスとなっている都道府県支部では、医療給付費の増加が小さい傾向にある。

<参考> 令和3年度の広島支部の収支差の保険料率換算

	支部別収支差（地域差分） (a)	総報酬額（令和5年度見込み） (b)	保険料率換算 (a) / (b) ×100
広島支部	1,637 百万円	2,614,701 百万円	▲0.06 %

※令和4年12月暫定データで算出

- 令和5年度都道府県単位保険料率の算定においては、令和3年度の都道府県支部ごとの収支における収支差（地域差分）について精算する必要がある。当該収支差は、**プラスの場合は収入に加算**し、マイナスの場合は絶対値の額を支出に加算する。
- 令和5年度都道府県単位保険料率算定の際の精算に係る保険料率は、令和3年度の支部の収支差（地域差分）を令和5年度の総報酬額の見込額で除したものになる。

⇒ この結果、広島支部の令和5年度保険料率算定時には、令和3年度の収支差1,637百万円が収入に加算されることから、保険料率に対して引き下げ要因（マイナス影響）となる。

介護保険料率について

介護保険の令和5年度保険料率について

介護保険の保険料率については、単年度で収支が均衡するよう、介護納付金の額を総報酬額で除したものを基準として保険者が定めると健康保険法で法定されている。

令和5年度は、単年度で収支が均衡するよう1.82%（4月納付分から変更）とする。

（参考）

健康保険法第160条第16項

介護保険料率は、各年度において保険者が納付すべき介護納付金（日雇特例被保険者に係るものを除く。）の額を当該年度における当該保険者が管掌する介護保険第2号被保険者である被保険者の総報酬額の総額の見込額で除して得た率を基準として、保険者が定める。

各年度の介護保険料率は、次の算式により得た率を基準として、保険者が定めることとなっている。

$$\text{介護保険料率} = \frac{\text{介護納付金の額}}{\text{介護保険第2号被保険者(40歳～64歳)の総報酬額総額の見込}}$$

1.64%から令和5年4月以降に1.82%へ引き上げた場合の令和5年度の保険料負担の影響（被保険者1人あたり）

例）標準報酬月額 300,000円 × 0.18% = 540円（労使折半で270円）負担増

政府予算案を踏まえた収支見込（令和5年度）の概要について（介護分）

協会けんぽの収支見込（介護分）

（単位：億円）

		R3（2021）年度	R4（2022）年度	R5（2023）年度	備考
		決算	直近見込 (R4年12月)	政府予算案を踏まえた見込 (R4年12月)	
収入	保険料収入	10,893	10,202	11,321	R3年度保険料率： 1.80%
	国庫補助等	-	1	0	R4年度保険料率： 1.64%
	その他	-	-	-	R5年度保険料率： 1.82%
	計	10,893	10,202	11,321	納付金対前年度比
支出	介護納付金	10,291	10,494	11,135	⇒ + 641
	その他	55	43	-	
	計	10,345	10,537	11,135	
単年度収支差		547	▲ 335	186	
準備金残高		118	▲ 217	▲ 30	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

令和5年度広島支部保険料率について (医療分 + 介護分)

介護保険料率を含めた令和5年度広島支部の保険料率について

- 広島支部保険料率(令和5年度)は、前年度から0.17ptダウンの9.92%の見込みであるが、介護保険料率が前年度から0.18pt増加した1.82%となった場合、その合計では前年度の保険料率を上回る。

	令和4年度	令和5年度	前年度差
保険料率	10.09%	9.92%	-0.17
介護保険料率	1.64%	1.82%	+0.18
計	11.73%	11.74%	+0.01

例) 標準報酬月額 300,000円 × 0.01% = 30円 (労使折半で15円) 負担増

保険料改定に係る広報スケジュールについて

